

品川区ミスト設備助成事業実施要綱

制定 平成31年 4月 1日区長決定
要綱第173号

改正 令和 3年12月22日部長決定
要綱第363号

改正 令和 4年 3月31日区長決定
要綱第118号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区の区域内（以下「区内」という。）において暑熱環境の緩和を図るため、移動式ミスト設備を賃借し、区内に設置する者に対し、設置に要する経費の一部をミスト設備助成金（以下「助成金」という。）として交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移動式ミスト設備 水を微細（約10～40マイクロメートル）な霧状にして噴射し、気化熱によって周囲の冷却を行う装置であって、次の要件を満たすものをいう。
 - ア 当該装置から排出される水質の安全性が別に定める方法により確保されていること。
 - イ 当該装置を移動させることが容易であること（キャスターの付属等）。
- (2) 賃貸借契約 ミスト設備の貸主が、ミスト設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「賃貸借期間」という。）にわたり当該ミスト設備を使用収益する権利を与え、借主が、当該ミスト設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(助成対象設備等)

第3条 助成金の交付対象となる移動式ミスト設備（以下「助成対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 人が自由に出入りでき、または公共交通機関の利用者の用に供する区内の施設もしくは空間の暑熱環境を緩和する効果を有するものであること。
- (2) 人が通行し、休憩し、または留まる際の暑熱を緩和することを主な目的とするものであること。
- (3) 助成金の交付を受けようとする年度内に新たに整備されたものであること。
- (4) 賃貸借期間の3分の1以上の期間において、第1号および第2号の要件を満たす運用をするものであること。

2 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、区内において助成

対象設備を整備する事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する賃貸借契約における借主となる法人または個人事業主であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。
- (2) 法人にあつては、別に定める法人であること。
- (3) 法令および公序良俗に反していないこと。
- (4) 助成対象事業の対象となる事業所等の所有者または賃借人（助成対象事業について別に定める承諾書により所有者の承諾を得ている者に限る。）であること。

3 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、機器本体の基本料、賃借料、設置経費および運搬費とする。

（助成金の交付額）

第4条 助成金額は、助成対象経費の合計額（消費税および地方消費税相当分を含む。）の2分の1とし、1台あたり60,000円を上限とする。ただし、他の助成金等を充当する場合にあつては、助成対象経費から当該助成金額を控除した額の2分の1とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、別に定める期間までに、品川区ミスト設備助成金交付申請書（第1号様式）に、別に定める必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（助成金の額の確定および助成金の交付の決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するとともに、助成金の交付を決定された者（以下「助成決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付決定前に実地調査を行うことができる。

（申請内容の変更）

第7条 助成決定者は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ品川区ミスト設備助成金交付決定内容変更申請書（第2号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 助成決定者は、第6条第1項の規定に基づく助成金の交付の決定後、第5条の

規定による申請を取り下げるときは、直ちに品川区ミスト設備助成金交付申請取下届出書（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

（助成金の請求）

第9条 助成決定者は、品川区ミスト設備助成金交付請求書（第4号様式。以下「助成金交付請求書」という。）により助成金を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 区長は、助成金交付請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第11条 助成決定者は、第6条第1項の規定に基づく助成金の交付決定によって生じる権利の全部または一部を、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、区長の承認を得た場合はこの限りでない。

（交付決定の取消しおよび助成金の返還等）

第12条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

（1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知するものとする。

3 区長は、助成金の交付を受けた者が、前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金の全部または一部について返還を求めることができる。

（帳簿の保存）

第13条 助成決定者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、助成対象事業の完了した日の属する区の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任等）

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

品川区ミスト設備助成金交付申請書

品川区長 あて

〒
所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

下記のとおり品川区ミスト設備助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、申し込みます。

記

1. 事業所の概要

主たる事業	<input type="checkbox"/> 製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理提供サービス業・その他
	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他団体

2. 設置概要について

設置場所	品川区		
設置場所の状況	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 共同所有	<input type="checkbox"/> 賃貸または使用貸借
稼働日数	日	賃貸借期間	年 月 日から
			年 月 日まで

3. 他の助成金の申請状況

他の助成制度	<input type="checkbox"/> 申請済	<input type="checkbox"/> 申請しない
助成金交付額	円	

4. 助成金申請額

助成金申請額	円	(機器に係る経費-他の助成金額) × 1/2 千円未満切り捨てで限度額は1台あたり6万円
--------	---	---

品川区ミスト設備助成金交付決定内容変更申請書

品川区長 へ

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、品川区ミスト設備助成金交付について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容（変更前）

（変更後）

2. 変更の理由

3. 添付書類

確認欄

(1) 助成対象設備等の決定の変更に係る書類

品川区ミスト設備助成金交付申請取下届出書

品川区長 へ

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、品川区ミスト設備助成金交付について、下記のとおり申請を取り下げるため、関係書類を添えて届け出ます。

記

取下げの理由

品川区ミスト設備助成金交付請求書

捨印

品川区長 あて

〒

所在地 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 _____

年 月 日 第 号により確定された、品川区ミスト設備助成について、品川区ミスト設備助成事業実施要綱第9条の規定に基づき下記のとおり、助成金を請求します。

記

1. 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他（ ）	
口座番号 (右詰めでご記入ください)		
フリガナ		
口座名義人		

*口座名義人は、助成金請求者と同一の方に限ります。